

税務・人事労務ワンポイント(404)

2023年税制改正

税理士 嶋 賢治

その非課税枠内で毎年相続人へ計画的に贈与を繰り返す暦年贈与は一般的に行われているところだ。

ただし、贈与した側が亡くなった場合、3年以内に行った生前贈与は遡って相続税の対象になり、遺産と合算して相続税が計算されます。これを「相続税の持ち戻し」と言い、今回の改正でその年数に注意が集まっています。

今回の改正大綱では24年より毎年1年ずつ段階的にその期間が延長され最長7年となりました。

昨年末の23年度与党税制改正大綱で、注目の相続税課税強化の方向性が明らかになりました。

現行制度では、親から子、夫から妻などに生前贈与する場合、年間110万円までは贈与税がかかりません。相続対策として生前に

祖父母から18歳以上の子や孫に生前贈与する場合、何回贈与しても総額2500万円までは贈与税がかからない

代わりに、相続時にそれまで贈与を受けた金額に相続税がかかる仕組みです。

ただ一度この制度を使えばその後はどのような少額の贈与でも申告の必要があるという使い勝手の悪さから、利用がためらわれてきました。

それが今回の改正大綱でこの制度を利用しても暦年課税のように110万円の非課税枠が設けられることになりました。

この結果、相続時精算課税を利用して毎年110万円の贈与をしていけば、その分は贈与者の死亡後7年遡って課税されることもな

く、事実上非課税で贈与できることになりました。

そのため制度が改正される24年1月からは相続時精算課税制度の利用者が増えることになりそうです。

どちらの改正も1900兆円の個人金融資産の6割超を60歳代以上が保有しており、子や孫の世代への早めの資産移転を促すことで、消費による経済活性化につなげる狙いがあります。

なお、今年の所得税の確定申告は、住宅ローン控除以外は昨年とほとんど同じです。

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを
協会ホームページで公開中



https://www.yidro.gr.jp/one_point/

※無断転載禁止